

-平成 27 年度改正で、どう変わる？相続税・贈与税-3

前回に引き続き「相続税・贈与税」について執筆していきたいと思います。

5. その他の主な改正項目

・ジュニアNISAの創設とNISAの拡充

平成26年1月に始まったNISA(非課税口座内の少額株式等の配当・譲渡所得の非課税措置)は現行制度において20歳以上の居住者等のみが利用できます。

今回高齢者に偏在する金融資産の若年層への移転等を目的に、未成年者向けのジュニアNISAが創設されました。

ジュニアNISAは平成28年1月1日以降に未成年者口座の開設の申し込みがされ、同年4月1日からその未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

また従来のNISAについても1年あたりの非課税口座の投資額が現行の100万円から平成28年以後は120万円に引き上げられます。

ジュニアNISAの概要

項目	概要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等(成人NISAに準ずる)
投資可能期間	平成28年から平成35年まで(成人NISAに準ずる)
非課税期間	(イ)非課税管理勘定 (注1) ・平成28年から平成35年までの各年において開設できる ・非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間 ・新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れる事ができる
	(ロ)継続管理勘定 (注2) ・平成36年から平成40年までの各年において開設できる ・継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳である年の12月31日までの期間 ・非課税管理勘定から移管される上場株式等を移管できる
運用管理	・原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う ・その年3月31日において18歳である年の前年12月31日まで非課税での払出し制限を課す

(注1)非課税管理勘定とは、NISAに係る上場株式等を管理する非課税口座をいいます。

(注2)継続管理勘定とは、上記非課税管理勘定については18歳までの非課税での払出しが制限されているためNISA利用者が非課税管理勘定から継続して20歳まで管理する口座をいいます。